

いまだに  
聞けないなあ...

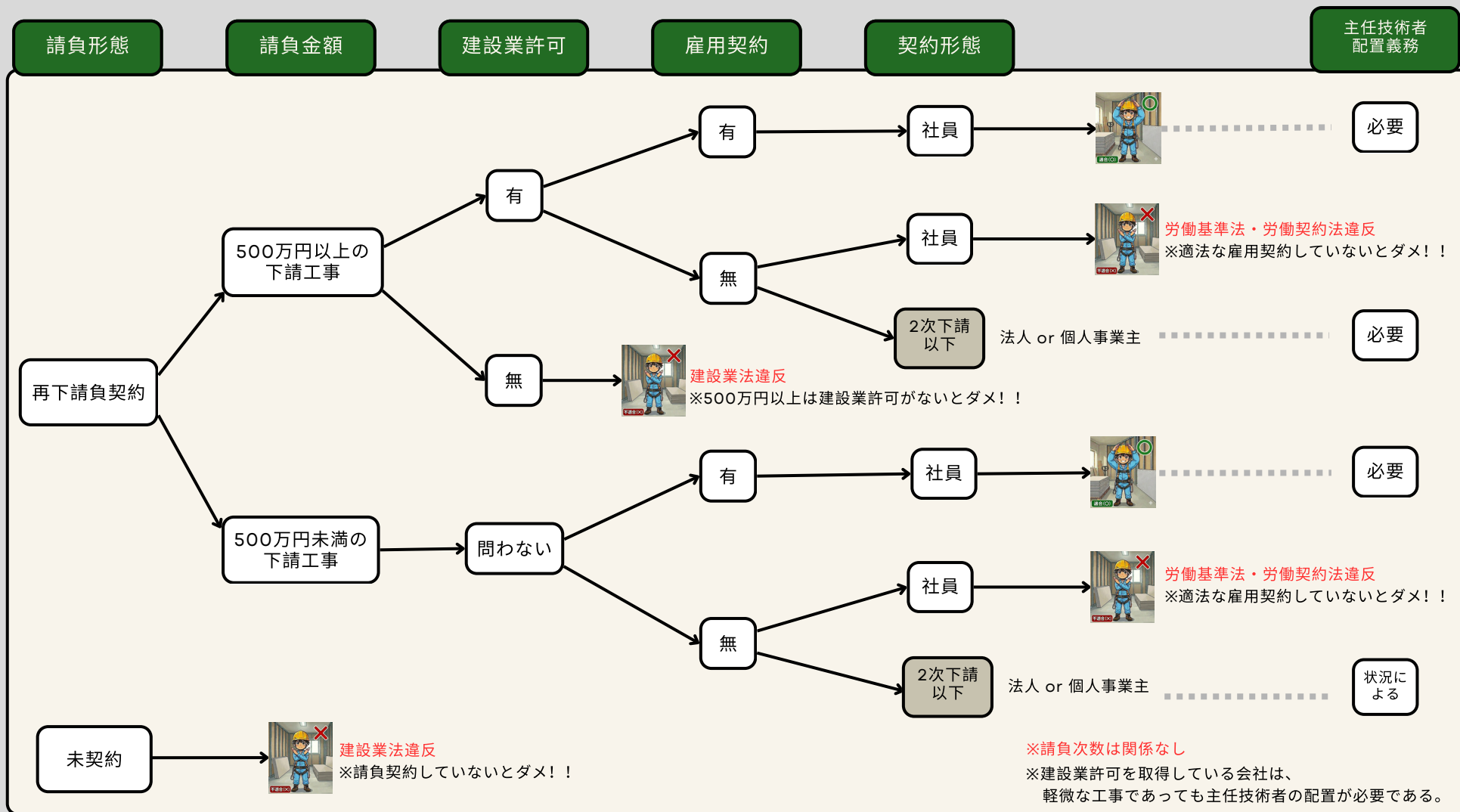
危険

# 理解していますか？

建設業許可  
ってなんだっけ？



## 請負条件と建設業許可との関係



／知っていますか？／

# 建設業許可は会社の信頼に繋がります

建設業許可は一定規模以上の建設工事を事業として請け負うために、国または都道府県から受ける行政上の許可である

| 建設業の許可票        |           |                          |              |
|----------------|-----------|--------------------------|--------------|
| 商号又は名称         | 株式会社 ○○○○ |                          |              |
| 代表者の氏名         | ○ ○ ○ ○   |                          |              |
| 一般建設業又は特定建設業の別 | 許可を受けた建設業 | 許可番号                     | 許可年月日        |
| 一般建設業          | 土木工事業     | 大阪府知事許可<br>(般-1)第000000号 | 令和元<br>年5月1日 |
| 一般建設業          | 建築工事業     | 大阪府知事許可<br>(般-1)第000000号 | 令和元<br>年5月1日 |
| 一般建設業          | 大工工事業     | 大阪府知事許可                  |              |

## ① いつ必要？

- ・ 工事請負金額が500万円以上(税込、材料費込)の場合は必須である
- ・ 建築一式工事では請負金額1,500万円以上(税込、材料費込)の工事の場合に必須である

## ② 取得方法は？

- ・ 必要書類を揃えて都道府県知事に申請し、審査通過後に取得可能

## ③ メリットは？

- ・ 法律で定められた基準以上の工事を合法的に請け負うことができる
- ・ 公共工事の入札参加が可能になる
- ・ 企業の信頼度向上に繋がる

## ④ 注意事項は？

- ・ 定められた事業所に『専任の主任技術者』を配置する必要がある
- ・ 軽微な工事であっても主任技術者を配置することが求められる

※ 専任の主任技術者は、建設業者の営業所に常勤し、請負契約の適正な締結や履行を技術的な側面から保証する責任者です  
※ 無許可で請け負うと罰則が科されます



## 主任技術者とは

- ・ 工事の技術面の責任者
- ・ 施工方法、品質、安全の確保を担う
- ・ 請負金額に関係なく(軽微な工事を除く)原則配置が必要

## ? 主任技術者になるための要件とは

### ① 国家資格を持っている場合 (下記のいずれかを保有)

- ・ 1級又は2級建築施工管理技士(仕上げ)
- ・ 建築士(一級、二級、木造)

### ② 1級技能士を保有の場合

- ・ 内装仕上げ施工技能士(1級)
- ・ 床仕上げ施工技能士(1級)
- ・ 表装技能士(1級) など

### ③ 実務経験のみでなる場合 (資格なしでも下記いずれかで可能)

- ・ (建築系)高校卒業：5年以上
- ・ (建築系)大学又は専門卒業：3年以上
- ・ 10年以上の実務経験

※ 実務経験の証明はハードルが高い場合が多い